

局の名称変更について

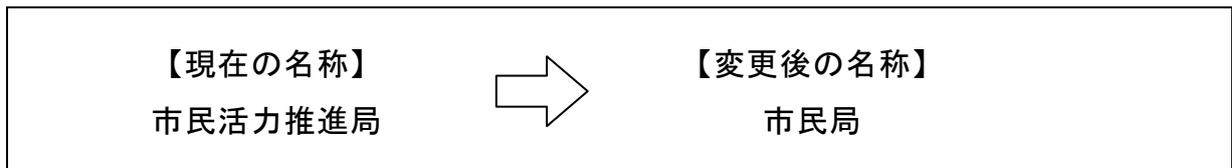
1 名称変更の経緯

平成 18 年 4 月の「市民活力推進局」設置以降、局の名称については、市民の皆様から所掌事務がわかりにくい、覚えづらいとの声をいただいております。

そこで、「市民の皆様にとっての分かりやすさ」という観点から改めて検討した結果、局の名称を来年 4 月から変更することといたします。

(市第 52 号議案「横浜市事務分掌条例の一部改正」については都市経営・行政運営調整委員会に付託されています。)

2 名称の変更



3 名称の変更に伴う条例の改正（関係部分のみ抜粋）

(1) 横浜市事務分掌条例

現 行	改正案
第 1 条 市民活力推進局 (1) 市民活動及び区政に関する事項 (2) 広報、広聴、文化及びスポーツに関する事項	第 1 条 市民局 (1) 市民活動及び区政に関する事項 (2) 広報、広聴、文化及びスポーツに関する事項

(2) 横浜市スポーツ振興審議会条例

現 行	改正案
第 9 条 審議会の庶務は、 市民活力推進局 （会議の案件が教育委員会の諮問に係るものにあつては、教育委員会事務局）において処理する。	第 9 条 審議会の庶務は、 市民局 （会議の案件が教育委員会の諮問に係るものにあつては、教育委員会事務局）において処理する。